様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022　年　6 月　24 日

都道府県知事
（市長）　川勝　平太　殿

提出者

住　所　静岡県賀茂郡東伊豆町白田424

氏　名　医療法人社団健育会 熱川温泉病院
理事長　竹川節男
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　0557-23-0843

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団健育会熱川温泉病院
事業場の所在地	静岡県賀茂郡東伊豆町白田424
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	病院
②事業の規模	199床
③従業員数	238名（パート・アルバイト含む）4月1日現在
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【収集運搬】 （感染性廃棄物）午前・午後各1回ずつ施設管理職員が各病棟の回収を行う ※業者収集運搬は日曜・祝日休業。それ以外は毎朝8:20頃、来院回収） 【処理手順】 1.医療廃棄物は各病棟等で蓋付き専用ゴミ箱に収集し、現場管理責任者が管理する。 2.施設管理職員は病棟へ収集にまわり、医療廃棄物保管庫に運搬保管する。常時、保管庫の整理・施錠を行い、医療廃棄物は定期的に依託処理業者に引渡し。 3.医療廃棄物については十分に注意し、自らを傷つける事は勿論の事、収集・運搬中についても内容物が飛散・流出する事の無いようにする。作業にあたっては手袋着用を義務とし、終了後は必ず手指を消毒すること。 4.医療廃棄物より受傷した場合は、直ちに取扱責任者に報告し、処理をうけるようにする。 【処分】 感染性廃棄物　（収集運搬）栄協(株)→（処分）丸徳商事(有) 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック （収集運搬）アサヒプリテック（株）→（処分）アサヒプリテック（株）

（日本工業規格　Ａ列４番）

静岡県賀茂健康福祉センター
4. 6. 27
環境衛

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

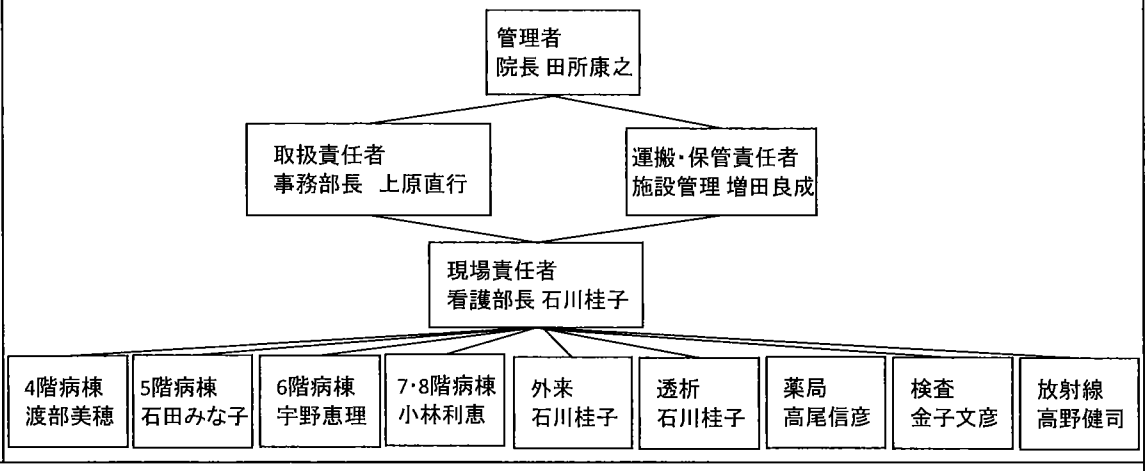

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和　　3 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃アルカリ　廃プラスチ
排　　出　　量	107　　t	0　　t

（これまでに実施した取組）
①社内（病院内）における産業廃棄物の管理体制
②産業廃棄物の減量及び適正処理に関する社内（病院内）のコミュニケーション
③おむつの選定及び排泄自立へ

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃アルカリ　廃プラスチ
排　　出　　量	80　　t	0　　t

（今後実施する予定の取組）
①現状の通り
②不要な廃棄物の排出を避ける

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ容器･･･注射針・翼状針・針付き点滴ﾙｰﾄ等ｱﾝﾌﾟﾙ・鋭利な物（感染性・非感染性問わず）
・ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ箱…ｶﾞｰｾﾞ・消毒綿・点滴ﾙｰﾄ・ﾀﾞｲｱﾗｲｻﾞｰ等（感染性、非感染性問わず）
・指定のｺﾞﾐ袋･･･ｵﾑﾂ類

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
現状のとおり

（第３面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃アルカリ　廃プラスチ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃アルカリ　廃プラスチ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	アルカリ　廃プラスチ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃アルカリ　廃プラスチ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

（第４面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃アルカリ 廃プラスチ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃アルカリ 廃プラスチ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和　　3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃アルカリ 廃プラスチ
	全処理委託量	107 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ①収集運搬業者を選定するときに確認している事項 ・自社との過去の契約実績を確認している。 ・許可証の内容を確認している ＜確認内容＞ ・許可の期限・許可品目・積込み場所と運搬先の許可の有無 ・積替え保管の有無（H25年4月電子マニフェスト導入） ②産業廃棄物処理に係る費用の支払方法 ・収集運搬業者に支払		

<table>
<tr><td rowspan="10"></td><td rowspan="10">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>廃アルカリ 廃プラスチ</td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>80 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
現状維持
オムツのパッド選定
トイレへの誘導
膀胱留置カテーテル抜去
おむつ勉強会実施</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和 3 年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td colspan="2">107 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・株式会社栄協に収集運搬を委託（委託契約H29年4月1日～自動更新中）
・電子マニフェスト導入済み（H25年4月～）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。